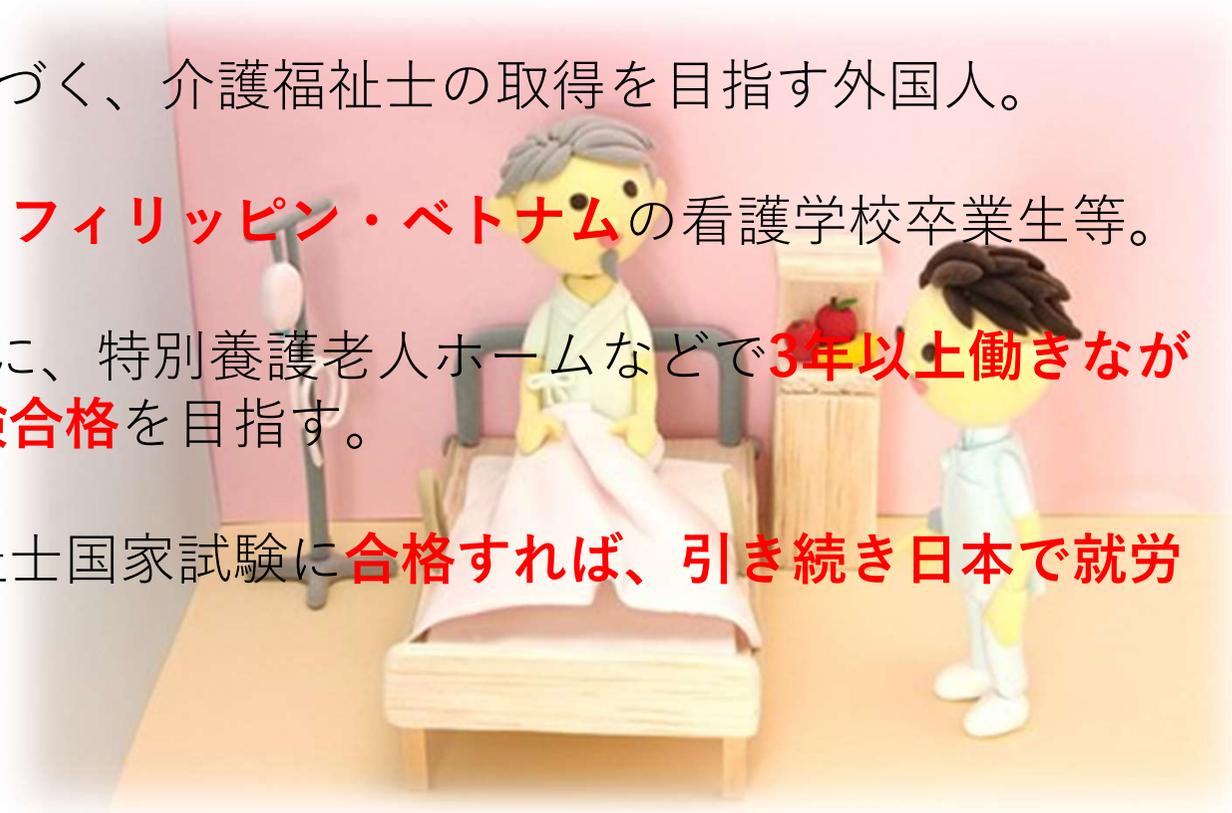


外国人を介護現場で受入れる仕組み



1. 介護福祉士候補者とは…

- 開始時期：2008年7月～
- 経済連携協定(EPA)に基づく、介護福祉士の取得を目指す外国人。
- 対象は、**インドネシア・フィリッピン・ベトナム**の看護学校卒業生等。
- 原則：**4年の滞在期間中**に、特別養護老人ホームなどで**3年以上働きながら、介護福祉士国家試験合格**を目指す。
- 滞在期間中に、介護福祉士国家試験に**合格すれば、引き続き日本で就労**出来る。



2. 在留資格「介護」とは…

- 開始時期：2017年9月～
- 対象：留学生として来日し、日本の「**介護福祉士養成校**」を卒業して、**介護福祉士の資格を取得する（国家試験は免除）**。
- 在留期間：**最長5年間。繰り返し更新**出来る。
- 2018年度の養成校入学者外国人留学生数：**1,142人（前年度比・2倍に急増）**
- 専門学校学費の経済的に負担が大きい。



3. 外国人技能実習制度とは…

- 開始時期：2017年11月～
- 対象：開発途上国の外国人を対象に、日本で介護技術を学びたい18歳以上の方。
- 在留期間：**最長5年間。更新は不可。**
- 技術を学び、母国の発展に役立てて貰う仕組み
(海外技術協力／技術移転)
- 日本受入先の**技能実習制度に対する理解が低く**、単純労働者としての捉え方が多いのが現状。待遇面でもルールが遵守されていないことが課題。



外国人を介護現場で受入れる仕組み・一覧表

| | 経済連携協定(EPA) | 在留資格(介護) | 技能実習制度 |
|------|--|----------------------------|----------------------------|
| 開始時期 | 2008年7月 | 2017年9月 | 2017年11月 |
| 対 象 | ●フィリッピン／インドネシア／ベトナムの看護学校卒業生等 | ●日本の介護福祉士養成校に通い、卒業して資格を得た者 | ●日本で介護技術を学びたい開発途上国の18歳以上の者 |
| 在留期間 | ●原則：4年の滞在中、介護福祉士国家資格に合格すれば最長5年 | ●最長5年 | ●最長5年 |
| 更 新 | ●更新可 | ●更新可 | ●更新不可 |
| 実績人数 | ●合計4,265人が来日 ●719人が介護福祉士国家資格に合格 (2017年度現在) | ●177人 (2018年6月現在) | ●321人 (2018年9月21日現在) |

